

平成 18 年 6 月 8 日制定
平成 19 年 2 月 23 日改定
平成 21 年 3 月 11 日改定

三鷹 ICT 事業者協会会則

【目的】

本会は、三鷹市の情報産業の発展のために会員相互の親睦と連携を密にして、会員のために必要な事業を行い、会員の自主的な経済活動を促進し、かつ、その経済的、社会的地位の向上を図ることを目的とする。

【名称】

本会の名称は、「三鷹 ICT 事業者協会」とする。

【事務局】

本会の事務局は、「株まちづくり三鷹」におく。

【事業】

本会は、その目的達成のため、下記事業を行う。

1. 会員相互の親睦と交流のための事業
2. 会員相互の事業協力体制の支援
3. 会員の受発注・技術提携・共同開発等の支援
4. 会員またはその従業員の資質向上のための講習会・研究会等の事業
5. その他本会の目的を達成するために必要な事業

【組織】

本会は、三鷹市内の ICT 事業の企業及び団体により組織する。ただし、本会の目的を理解し、会の運営に積極的に参加できる方であれば役員会の承認により賛助会員となることができる。

【会員】

会員は、正会員と賛助会員とし、その資格は下記の通りとする。

1. 正会員は、事業の目的に賛同する、三鷹市内の ICT 事業の企業・法人団体とする。
2. 賛助会員は、本会の事業目的に賛同し、本会を支援する企業・法人団体及び個人とする。

【入会】

本会の入会は所定の参加申込書を提出後、役員会の承認により会員とする。

具体的な手続きについては、別に定める。

但し、個人の入会は「正会員」の推薦がある場合のみに限る。

【退会】

本会の退会は次の事由が生じたときとする。

1. 正式に退会届けを提出したとき
 2. 会費納入を怠ったとき
 3. その他本会の対面を傷つけ、著しく会員としての品性を損ねたとき
- 具体的な手続きについては、別に定める。

【会費】

会員は、一口年額 12,000 円とし、一口以上の会費を本会に支払うこととする。なお、退会等いかなる理由があっても納入した会費は返金しない。但し、過誤納の場合を除く。

年度途中の入会の場合は当該月を含めた残り月数に 1,000 円を乗じた額を入会時に支払うこととする。

新年度分の会費は前年度末までに支払うものとする。ただし、交流会・講演会等の有料の開催時については会員の実費負担とする。

【役員】

1. 会長 : 1名
2. 副会長 : 2名以内
3. 理事 : 3名以内
4. 監事 : 1名

【役員職務】

1. 会長は会を代表し、会務を総括する。執行業務において最終的な責任と権限を持ち、緊急の場合は、全ての判断を一任する。但し、その結果は役員会に報告とする。
2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故等がある場合等はその職務を代行する。
3. 理事は会長および副会長を補佐し、会務を補佐する。
4. 監事は本会の事業および経理を監査し、その結果を総会に報告する。

【役員任期】

役員任期は、2年とする。

その期間は役員改選年の1月1日から2年後の12月31日までとする。

1. 役員は再任されることができる。
2. 役員は任期終了後、後任者の就任するまで引き続き、その職務を行うものとする。

【役員選任】

役員は、会員の中から互選し、総会の議決を経なければならない。

役員解任は、役員会で過半数の議決で解任することができ、新たな役員追認を行う場合は、臨時総会の議決を行わなければならない。新たな役員任期については、前任者の残期間とする。

【顧問】

1. 本会に、顧問を置くことができる。
2. 顧問は、会長が推薦し、役員会の承認を得て委嘱する。
3. 顧問は、会務に関する重要事項について助言する。
4. 顧問の任期は、2年とする。

【総会】

1. 総会は、通常総会と臨時総会の2種類とし、通常総会は毎年1回、臨時総会は会長が必要と認めたとき役員会の承認を得て開催し、会長がその議長となる。
2. 総会は、委任状を含む正会員の過半数の出席を持って成立する。
3. 総会の議決は、出席者の過半数の同意によって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。但し、賛助会員は議決権を持たないものとする。

【総会の議決事項】

次に掲げる事項は、総会の議決を経なければならない。

1. 会則の変更

2. 役員を選任
3. 解散
4. 会費の額
5. 事業計画及び収支予算の決定
6. 事業報告及び収支決算の承認

【役員会】

役員会は、役員をもって構成し、会長が必要と認めるとき開催する。
役員会は、次の事項を決議する。

1. 総会に提出する議案
2. 委員会に関する事項
3. 入会に関する事項
4. その他事業運営に必要な事項

【委員会】

本会に各種事業を遂行するため委員会を置くことができる。

1. 委員会は役員会の承認を得て設置または廃止し、その委員は会長が委嘱する。
2. 委員会の委員長は委員の互選とし、任期は通常2年とする。

【事業年度】

本会の年度は、毎年1月1日から12月31日までとする。

【その他】

本規約に明記しない事項は、役員会においてこれを決定する。

【附則】

1. 本会則は、総会によって議決された日から施行する。
2. 本会の設立当初の役員および顧問は、発起人会において推薦する者をもって構成するものとし、その任期は、【役員の任期】および【顧問】の規定にかかわらず、平成18年12月31日までとする。
3. 年会費の支払いは、平成19年度に限り平成19年3月末までに支払うものとする。